

県南海区許可 - 新規許可申請を受け付ける漁業-

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可または起業の認可をすべき漁業者の数の上限	漁業を営む者の資格	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	(参考)長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
固定式さし網漁業	一重さし網漁業 (西彼南部海域②)	次の点1、ア、イ、ウ、エ、オ、2を順次結んだ直線及び共同漁業権の外郭線によって囲まれた区域。 ただし、次の点カ、キ、ク、ケ、コの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域を除く 基点1 長崎市神楽島南西端 2 長崎市木場崎突端 点ア 1から正西に引いた線と、東経129度34、11分の線との交点。 点イ アから真方位185度30分の線と、熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1、800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点ウ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の線と熊本県天草郡苓北町都呂々と天草市下田との境界点から真方位312度1、800メートルの点から正西に引いた線との交点。 点エ 長崎市樺島灯台から磁針方位180度の直線上、同灯台から10、000メートルの点。 点オ 長崎市木場崎突端と熊本県天草市魚貫崎突端とを結んだ線と、長崎市樺島南端と熊本県天草郡苓北町四季咲岬(牡蛎瀬崎)灯台とを結んだ線との交点。 点カ 1から真方位270度1、340メートルの点 点キ 1から真方位240度1、000メートルの点 点ク 1から真方位178度30分980メートルの点 点ケ 1から真方位209度1、700メートルの点 点コ 1から真方位242度30分1、970メートルの点	4月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県長崎市、 西海市に住所を 有する者	対象とする	対象とする	令和8年5月14日 から 令和8年6月14日 まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本 (法人にあっては、定款及び 登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可等の適格性に関する 申立書	1. 漁具 (1) 浮子方の全長は1,600メートルを超えてはならない。 (2) 網丈は3.5メートルを超えてはならない。 2. 操業の制限 正午から午後4時までは操業してはならない。	(許可の日) から 令和13年3月31日まで